

昭和58年3月15日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 543-9025

切絵図考証 二六

安藤菊二

木挽町五丁目・町地

木挽町五丁目では劇場街のことを逸するわけにいかない。この項では、○劇場街、○山村座、○森田座、○森田勘弥由緒書、○森田座の羅災、○森田座のあつた場所、○操芝居などについて記してみる。

○劇場街

木挽町の歴史の上で、ひときわ生彩を放つのは、かつて五丁目と六丁目が、賑やかな劇場街だったことである。

江戸の演劇の歴史を振り返ってみると、江戸開府間もない寛永元年（一六二四）京都から下った猿若勘三郎が、初めて中橋南地に若衆歌舞伎の芝居小屋を建設したのが初まりで、寛永五年四月三日の火事で、猿若座その他七軒の劇場が焼失したのを機に、中橋の歓楽街は、将軍のお膝下に近すぎるという理由で、寛永九年五月に吉原の北隣の禰宜町に移され、後にはそれが葺屋町・堺町（現 日本橋人形町三丁目）に移って、その地が江戸演劇の中心地となつた。

中橋の劇場が禰宜町に移ったころ、各所に複雑な小芝居が建ち、後には木挽町辺にも操

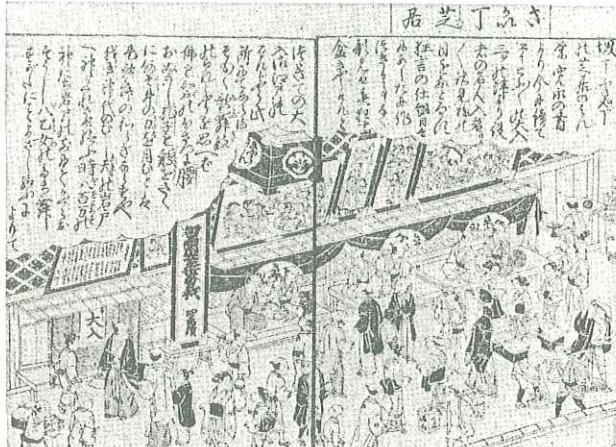
芝居や説経座などができるようになり、寛永一九年五月には木挽町五丁目に山村座の創立を見た。

山村座の創立については異説があり、一説

話が先走りしたが、山村座設立の数年後に、河原崎権之助が、木挽町に河原崎座を設立し、木挽町興行街は盛大に赴きつつあった矢先、明暦三年の大火灾で、江戸中の大小の劇場見世物小屋のほとんどが焼失してしまった。幕府はこれを機会に、歌舞伎、操その他の見世物小屋の興行地を、上下の堺町、および木挽町五丁目六丁目に限定する制令を発したの

で、演劇界は文字どおり火の消えたようになつた。しかし劇場の復興はめざましく、万治三年（一六六〇）には森田太郎兵衛の森田座が木挽町五丁目に創設された。

森田座は、天保の改革で浅草猿若町に移転するまで、その地にあり、明治になってから、浅草から新島原跡地の新富町へ立ち戻つた。



鈴木春信画 有光書房刊

話が先走りしたが、山村座設立の数年後に、河原崎権之助が、木挽町に河原崎座を設立し、木挽町興行街は盛大に赴きつつあった矢先、明暦三年の大火灾で、江戸中の大小の劇場見世物小屋のほとんどが焼失してしまった。幕府はこれを機会に、歌舞伎、操その他の見世物小屋の興行地を、上下の堀町、および木挽町五丁目六丁目に限定する制令を発したの

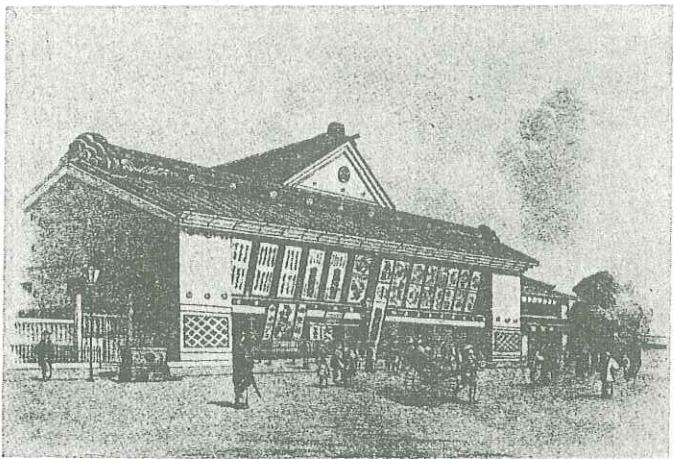
で、演劇界は文字どおり火の消えたようになつた。しかし劇場の復興はめざましく、万治三年（一六六〇）には森田太郎兵衛の森田座が木挽町五丁目に創設された。

森田座は、天保の改革で浅草猿若町に移転するまで、その地にあり、明治になってから、浅草から新島原跡地の新富町へ立ち戻つた。

木挽町の盛り場には、劇場だけではなく、貞享・元禄の頃には操り淨るりなども盛んに興行されており、「京橋区史」に引用された「木挽町五丁目町内」に記載があるらしい。（京橋区史）

山村座は岡村小兵衛という人が創設した芝居で、木挽町劇場街の草分け的な存在だったが、正徳四年（一七一四）、天下の耳目を聳動せ

新富座（『東京名所圖』 渡辺忠久刊 明治二四年九月）



元名義取戻しを出願し、首尾

よく勝利となりて森田座の

座、舞座上り座、小見世物芝居等、
五丁目六丁目両町に二十軒程も有レ
之候由申伝へ候。三十年程已前（元
禄の頃）迄も、狂言座二軒、淨るり
座一軒、小見世物芝居二・三軒有レ
之候段、吾々共及レ見申候。（下略）

享保五年子 木挽町五丁目

十二月五日 年寄 善兵衛

五人組 七郎兵衛

名主 七左衛門

トあり、承應の頃には、五丁目から六

丁目にかけた河岸沿いに、狂言淨るり
や見世物の小屋が二〇軒程もあったと
記され、その盛況のさまをしのばせて
くれる。

森田座の沿革について、前田曙山著

石橋忍月補『東洋大都會』（明治三年刊）
に詳しく述べてあるので、それを写し
ておく。森田座は明治になって新富座
となる。その沿革を含めて書かれてい
るので、一続きの歴史として観るのに
役立つであろう。

新富座 万治三年木挽町五丁目太郎

兵衛なる者、同所に歌舞伎座設立を

願出で、寛文元年前記桑原十郎の後

裔桐大蔵座（相州小田原在萩津）にあ
り、後北条の時代より墨付を得て興

行したもの）の桐尾上を招き、女

芝居を開場す。既にして俳優坂東又

九郎の次男又七を養子として森田勘

弥と改めしめ、其後森田座と改めて
森田勘弥その座元となる。

森田勘弥その座元となる。
文化元年河原崎座と改め、河原崎權
之助座元となる。此間兩度類焼に遭
ふ。天保十三年中村座市村座と共に
浅草山の宿に移され、猿若町三丁目
に座を建てしが、寛政元年元治元年
の二度火災に罹る。後森田家坂東三
津五郎より河原崎權之助に掛り、座

○森田座のあつた場所

本挽町の芝居については、昭和二六年歌舞伎座復興記念に、歌舞伎座出版部で出した「歌舞伎座」に、川尻清潭氏の執筆された「木挽町の芝居」の一文がある。正確に詳細に記述されているので、御覽になつていただきたい。

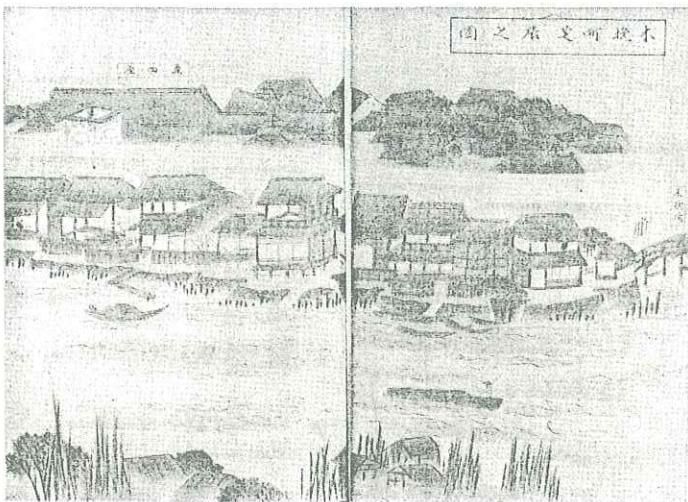
ただここでは、森田座のあつた場所について記されている所だけを、引用させていただく。

「その当時の（一旦廃座した河原崎座
が、改めて森田座の控へ檣として、
再生された享保二十年ごろ）森田座
の位置は、木挽町のどの辺にあつた
かと言うと、現在の歌舞伎座の向ふ
横町、今では昭和通りと呼ばれてい
るあの一部であつたらしく、明治三
十二年頃、歌舞伎座の方から行つて
其往来の右側の中程に、新川の酒問
屋鹿島清兵衛の經營していた、玄鹿
館と名付けた写真館のあつた処が、
森田座の跡と言う事。それは同館を
建築する時、地行の際の土中から土
台石や、劇場用の木材が掘出された
ので、立証された話が伝つています。

尚寛政年間の調査に拠ると、當時
の森田座は間口十一間三尺、奥行二
十間であつて、所在地は五丁目と六
丁目の間の一の橋際と言つて、三十
間堀の沿岸ではなく、橋から左へ寄
つて、河岸に向いて橋が上つてゐた

と言う話は、丁度玄鹿館の在った場所に相当するように思はれます。座の前側には川を背にした芝居茶屋其他商家も並んでいたでしょうし朝まだきに二代目團十郎が、二挺船

と言ふ話は、丁度玄鹿館の在った場所に相当するように思はれます。座の前側には川を背にした芝居茶屋其他商家も並んでいたでしょうし朝まだきに二代目團十郎が、二挺船



(『新編江戸名所図誌 前編巻之壱』『江戸地誌叢書卷五』所収)

た、絵のような模様などが想像され往き來して、此處の棧橋へ漕ぎ着けた、絵のような模様などが想像され

ます。その時代の三十間堀は、近来も広く水も澄んでいて、美しく流れ立工事で両岸が窄められ、私達が知つてからは、狭い川になつていました。(「歌舞伎座」五二~三頁)

木挽町の芝居街では、古い時代には芝居のほかに見世物興行も行われていたとみえて、『江戸名所図会』にも、すでにこれを指摘し、

東海道名所記に木挽町に喜太夫が淨瑠璃その外異形のものを見るとあれば、昔は狂言座の外で樂屋入りをしたとの話も残っています。芝居見物の片はずしの椎茸鬘と記している。その後だいぶ時代は下乗せた家根船が、三十間堀を船で往来して、此處の棧橋へ漕ぎ着けた、絵のような模様などが想像され

た、絵のような模様などが想像され

○操芝居

木挽町の芝居街では、古い時代には芝居のほかに見世物興行も行われていたとみえて、『江戸名所図会』にも、すでにこれを指摘し、

東海道名所記に木挽町に喜太夫が淨瑠璃その外異形のものを見るとあれば、昔は狂言座の外で樂屋入りをしたとの話も残っています。芝居見物の片はずしの椎茸鬘と記している。その後だいぶ時代は下乗せた家根船が、三十間堀を船で往来して、此處の棧橋へ漕ぎ着けた、絵のような模様などが想像され

た、絵のような模様などが想像され

○操芝居

木挽町の芝居街では、古い時代には芝居のほかに見世物興行も行われていたとみえて、『江戸名所図会』にも、すでにこれを指摘し、

右兩人相願候は、堺町にて年久敷操芝居仕候処、段々不如意に罷成候故、當分芝居相休候段兩御役所へ相届、帳面にも附置申候。然處役者木戸助の者共家業に離れ、大勢の者妻子等育候義難し迷惑至極仕、芝居取立候哉相待罷在候就者此度芝居取立申度候、堺町葺屋町の内には明地無三御座候に付、何卒木挽町にて芝居取立申度候。大勢の者御救に罷成候間相願候の旨申之候。

右之通相願候に付、木挽町にては操芝居致し候例無レ之候去る寅年和泉大夫も木挽町にて操芝居仕度旨願出候得共、新規の事故難成旨不取上候段申聞候処兩人の者申候は、木挽町にて先年大阪七大夫杯と申者操芝居仕候古例も御座候間相願候旨申

した後に、享保初年に操芝居の土佐太夫と和泉太夫が別々に操芝居興行許可を提出し、吟味の未許可になつた願未を示す書付が載せてあるので、土佐太夫の分を示そう。

土佐太夫木挽町にて操芝居願候儀申上候書付

覚

岩代町忽右衛門店

土佐太夫

同人弟 虎之助

大岡越前守

諏訪美濃守

右書付戌十一月廿日、松平左近将監殿え上る。右兩人を戌十二日十八日内寄合え呼出し、願の通申渡す、右書付写承付共に認、美濃守え十八日内寄合の節差遣す。

(雄山閣版 御府内備考 第一卷 一六三頁)

○焚出し所

將軍の浜御成の際は、木挽町の芝居は休業になつたらしく、芝居小屋の一部が「焚出し所」に当てられたらしい。らしいを連発するのは、確とした資料にまだ接していないからで、すべてが推量になるが、私がそれに気づいたのは、文政一二年三月の大火についての記録の一つ、竹尾次春の『薪煙見聞日札』の中に、

木挽町芝居は六月中に七分通り出来

十一月

木挽町にて芝居元二軒有レたる事に付

〔土佐太夫義願之通芝居為レ仕候旨
被仰渡ニ奉レ現候。〕

挽町名主へ申付、吟味為レ仕候処、先年淨瑠理芝居致候古き帳面差出し、(候脱カ)例有レ之候に付土佐太夫、虎之助願之通可ニ申付ニ哉。大勢の者渡世罷成候義に御座候間、土佐太夫願之通被仰付候様に仕度奉存候。依ク奉レ窓候以上。

す。是は浜御庭へ御通の節、焚出しへ役とする所ゆへ、勵みもありて立しとなり。

と書かれていたからで、この記事は注目せられてよい。

○浜御成の時の木挽町河岸の焚出場

水野越前守の天保改革の時、御府内ならびに本所・深川の河岸地建物の調査を行い、文化度以前のものは残し、文化以後の分は取払う積りで調査を始めた。それぞれに沿革があり、一律に取払ってしまうわけにも行かなくなつた。木挽町六丁目・七丁目河岸にある「浜御庭御成の節御賦焚出所」の取り扱いをどうするかも問題になつた。

旧幕引継書の内、市中取締類集一、河岸地調之部に、二〇通におよぶ往復書類が載っている。

いったい「遠御成先御賦向」は寛政四年伊奈忠尊没落後は、関東郡代の取扱いとなり、以来同所において「御賦焚出方其外」を取計つて来たことは、連綿と仕上帳に記されており、木挽町六丁目・七丁目河岸に有る小屋焚出場は、御鷹野方御賄焚出所として使用していることが明らかになつた。この一連の書類の中で、代官閑保右衛門と平野文次郎連名で、勘定奉行宛に提出した「浜御庭御成之節木挽町焚出之儀申

上候書付」から、私達はいろいろ教えられる所がある。

○在方遠御成のほか、御府内において焚出をするのは「浜御庭并御三家御三卿方屋形御立寄」の時だけである。

○御三卿方え御立寄の場合は「馬喰町屋敷内焚出し場で仕立て持運」。○御三方え御立寄の場合は「其最寄で相仕立る」けれども、これは稀である。

○浜御庭えは度々御入り、殊に同所へは「毎度両丸様并御広敷向御同道も有レ之、元来右焚出の場の儀は、御一方様ニても拾式三坪程の土間無レ之候ては、假成にも難取貯」ということ、

など。この書付は木挽町の焚出し小屋を取除いた場合に生ずる不都合に対する対策をも、るると陳述している。

(上略) 在方と違ひ、市中之儀、木挽町辺には別而右様之家作無レ之候ゆへ、全同所小屋場之儀は町内に而取候由に有レ之、既に芝新錢座清水殿下屋敷御通抜之節も、最寄に相応之場所無レ之、右木挽町小屋相用候次第に付、今更取扱候ては御差支に相成、併前書之通素々町内に而取建置候事ゆへ、町方におろても差支之儀も有レ之、取扱に相成候事に候ハバ、無レ抛

筋に候得共、是迄從米江戸・在方共筋に候得共、是迄從米江戸・在方共

八二坪余は冥加金を差出しているといふ。

お成の節は、御代官初め御鳥見方、御鷹野方の手附・手代なども、前の晚から出役して、焚出所最寄に下宿する

こと。

○御三町隔番に勤めているので、臨時右芝居小屋相用候歟、是以追ては引

候間、強而之差支にも無レ之候ハバ、

餘之響に可^レ相成^レ、且御入用にも抱^(拘)

御用筋之儀に付其儘差置候歟、又は

同所芝居之儀、御成之節は休に付、

右芝居小屋相用候歟、是以追ては引

候間、前書芝居小屋其外最寄船附弁理に而は是又自然御入用にも相響候

物は、柳營の賄所で調整して、お浜ま

之場所にて、焚出所に可^レ相成^レ家作

等町方における勘弁糾方有レ之様仕

度、然ル上は小屋場取扱ニ相成候而

も差支無御座候間、右之御含を以、

町奉行衆え御打合有レ之候歟、又は其

御筋え被^レ仰立^レ候とも可^レ然御賢慮

で届けたのか、御三家、御三卿を招待

した時の御饗應の品々も、柳營から届

けたのか、或はすべてこの焚出所で

調製したのであるか、その際御出入り

の料理屋や御用菓子師がお手伝いに加

つたのかどうか、正確なことはまだ私

には何にも分つてない。

~~~~~

上。 上。 上。

寅九月 関保右衛門

平岡文次郎

平岡文次郎

今は木挽町六丁目月行事の差出した

一、「中央区年表」統明治文化篇

一、「中央区年表」昭和時代V

(占領と民主化篇)

郷土資料室で、閲覧、貸出が出来ま

すので御利用ください。